

規制改革会議 環境 T F

議事録

内閣府 規制改革推進室

規制改革会議 環境TF
議事次第

日 時：平成 20 年 10 月 27 日（月） 11:00～11:54

場 所：永田町合同庁舎 2 階 中会議室

1 開 会

2 議 事

【議 題】

繊維リサイクルの促進に関するヒアリング

3 閉 会

○本田主査 お時間でございますので、始めさせていただきますと思います。本日は御多忙のところおいでいただきまして、どうもありがとうございます。

東レ様から私どもの方に頂戴しておりました御要望の中で、繊維のリサイクルをどういう形で促進をするべきであるのか、それに当たってどういったような規制的な阻害要因があるのかということに関して今日は教えていただきたいと思います。資料を御準備いただいたということなので、恐縮ですがそちらをまずは教えていただき、あと私どもから少し質問をさせていただくという形で進めさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○大橋主幹 はい。

○本田主査 よろしく申し上げます。

○大橋主幹 このたび、弊社から経団連経由で規制改革の要望書を提出させていただきました。本日は説明の機会を与えていただきましてありがとうございます。大変感謝しております。

それでは、提出させていただいております資料に基づいて説明させていただきます。表題は「繊維リサイクルの促進について（ご報告）」ということであります。1が規制の現状で、2が事例の紹介、一般衣料のリサイクルで不便を感じたこと。3が要望内容。4が規制緩和後の繊維リサイクルの姿という形で説明させていただきます。

添付資料は広域認定制度申請の手引き（改訂版）と旧厚生省通知の（衛産79号）、規制改革通知（環廃産発第050325002号）を資料にさせて頂いています。

現状について報告いたします。文章を読みながら説明させていただきます。

「（1）製造・販売事業者が、自ら製造・販売した繊維製品が使用済みとなったものを日本全国から広域的に、合法的に回収・リサイクルしようとした場合、廃棄物処理法の特例制度である『広域認定制度』を活用するのが一般的である。広域認定制度の詳細については、広域認定制度申請の手引き（改訂版）を参照」ということであります。

広域認定制度の手引きの4ページが一般廃棄物ということなのですが、この資料はここがポイントでありまして、ここの告示品目に繊維製品というのをに入れていただければ、一般廃棄物の広域認定が申請できるということであります。

元の資料に戻っていただいて「（2）繊維製品のうち、ユニフォームが使用済みとなったものは産業廃棄物となり『広域認定制度』の対象となるが、一般衣料が使用済みとなったもの（下取りの場合は除く）は一般廃棄物となり『広域認定制度』の対象外となる。（告示品目に一般衣料が入っていない）」ということであります。

注1、一般衣料は、消費者が購入して使用する衣料品ということで、所有者は消費者ということです。ユニフォームは、事業者が購入して社員に支給する衣料品。所有者は事業者ということになります。ユニフォームは産業廃棄物になるのですが、一般衣料は一般廃棄物になるので、広域認定が取得できないということになります。

「（3）従って、一般衣料が使用済みとなったものは、日本全国から広域的、合法的に回収する仕組みがないのが現状である」ということであります。

事例紹介（一般衣料のリサイクルで不便に感じたこと）であります。

(1) パタゴニア社と共同で取り組んでいる使用済みナイロン6衣料品、これはスポーツウェアなどのアウトドア衣料で一般衣料です。その回収リサイクルについて産業廃棄物の広域認定の取得を申請したが、環境省からは使用済み衣料は一般廃棄物となるとの理由から、産業廃棄物の広域認定は認められなかった。

注として、環境省によれば、使用済み一般衣料は、下取りする場合のみ、例外的に産業廃棄物と認められるが、旧厚生省通知（衛産 79 号）によれば、同種の商品を販売すると同時に使用済み品を回収しなければ、下取りと認められないため、下取り行為が成立するケースは極めてまれである。したがって、一般衣料は産業廃棄物の広域認定の取得は難しいということをいわれました。

店頭で単に無償回収しているのは下取りではないので、これは実際問題にはなっていないんですけども、我々は法律的にグレーというよりはクロだと思っています。ですから、この辺も非常に曖昧なので、是非一般衣料の広域認定を認めていただいて、この制度に則ってリサイクルを進めたいということが趣旨であります。

2 ページ「(2) 次に、一般廃棄物の広域認定の取得を申請しようとしたが、環境省から、一般廃棄物の広域認定は地方自治体が処理困難な物（告示品目）を対象としており、使用済み一般衣料は処理困難な物（告示品目）ではないため、一般廃棄物の広域認定取得も認められなかった」ということです。

「(3) さらに、環境省の指導により、規制改革通知（環廃産発第 050325002 号）の方法、各自自治体の再生利用指定制度の方法にもチャレンジしたが、それぞれ問題があり実現しなかった」。

具体的には、この規制改革通知というのは、資料があるんですが、各自自治体で産業廃棄物と認めていただいた上で、輸送するときは産業廃棄物として許可車両を使って、物が着いたときは有価物でリサイクルするところが買うという法律でありまして、この方法についても最初に産業廃棄物として認めてもらわないとこれを使えないということですので、これは断念せざるを得なかったということなんです。

再生利用指定制度についても、環境省からはチャレンジしたらどうですかという話があったんですが、これは各自自治体をずっと回って聞きましたら、法律としてはあるんですけども、実態としてはほとんど運用されていないということがありまして、これも現実的ではないということではなかったということなんです。

「(4) 結局、法律（廃棄物処理法）の枠内では、合法的に一般衣料の回収・リサイクルはできないので、現在は有価物として回収・リサイクルをしている」。

注3、有価物として回収リサイクルする場合は、回収の運賃、リサイクルの処理費用をリサイクル事業者が負担しなければならないということになりますので、リサイクル製品のコストアップになります。広域認定（廃棄物）として回収リサイクルする場合は、回収の運賃、リサイクルの処理費用を排出（事業）者が負担するために、リサイクルコストの低減ができる。したがって、リサイクルを進める際、広域認定（廃棄物）の方が、リサイクル事業者にとっては経済的に有利であるということがあります。

有価物ということは、ここの資料にもあるんですが、有償譲渡を偽装した脱法的な行為と見られ

る可能性が絶えずあるわけですから、こういうリスクのない形で正々堂々とやりたいというのが趣旨であります。

「3. 要望内容」ですが、同じナイロン6、ポリエステルは合繊というんですが、合繊の衣料であるのにユニフォームは産業廃棄物の広域認定を取得できるんです。これは東レも平成19年5月にユニフォームで広域認定を取得して、ユニフォームのリサイクルをやっております。

ユニフォームは広域認定を取得できるが、一般衣料は一般廃棄物で広域認定を取得できないのは不合理である。同じ衣料品でユニフォームはできるが、一般衣料はできないということが現実になっている。

当社は、合繊の衣料品であれば、産業廃棄物、一般廃棄物の垣根を取り払って、ユニフォームであろうが一般衣料であろうが広域認定を取得できるようにしていただきたいと考えています。

具体的には産業廃棄物については、下取りの定義を緩和するとともに、一般廃棄物については、広域認定の告示品目に繊維製品を追加していただきたいということです。

要望の(2)は、またユニフォームであっても、合繊100%は産業廃棄物となるが、天然繊維100%は一般廃棄物となります。そして、合繊と天然繊維が混ざった混紡については、産業廃棄物となるのか、一般廃棄物となるのかは不明であるということです。これは環境省が統一判断を出していないため、地方自治体で判断しているが、意見が分かれます。

これが繊維リサイクルを阻害する一因になっており、合繊／天然繊維の混紡の廃棄物区分についても、環境省の判断を明確にしていきたいというのが2つ目の要望であります。

「4. 規制緩和後の繊維リサイクルの姿」は、今回の要望書の内容が認められた場合、合繊からつくられた一般衣料のリサイクル率はどのくらい向上するかについては、定量的な調査結果がなく、不明であるということです。

(2)で繊維製品全体について、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成18年度情報業務繊維製品リサイクルの現状調査報告書がありまして、これによると衣料品は年間106万トン、繊維製品全体では年間約194万トンが廃棄され、そのうち13%がリサイクルされております。海外リユース、海外で古着として使っていただく場合も含まれているわけですが、ほとんどが一般廃棄物、産業廃棄物で焼却、埋め立てされているというのが現状です。

(3)です。衣料品のほとんどは混紡であり、合繊100%衣料品の衣料品全体に占める割合は少ないため、要望書の内容が認められても、すぐには衣料品全体のリサイクル量が大幅に拡大することはないと推定しております。

ただし、使用済み一般衣料をリサイクルすることは、廃棄物削減、地球環境負荷低減の観点から有意義な取組みと考えておりますので、是非とも要望書の内容を認めていただきたいということです。

日本化学繊維協会(東レ、帝人、旭化成等の合繊7社)の使用済み繊維製品のリサイクル能力は、年間1万トンぐらひはあります。

資料はこういうことで、繊維リサイクルの促進についての御説明は以上であります。よろしくお願ひします。

○本田主査 どうもありがとうございました。こちらから幾つか質問させていただきたいと思えます。最初に、今回これはまずパタゴニアさんという米国メーカーから全量を回収したいという申し出があったということは、アメリカではこういうリサイクルは問題なく進んでいて、日本だとできないという状態にあるということでございますか。

○大橋主幹 アメリカでは、こういうケミカルリサイクルのようなことはほとんどやられていないのが1つあります。我々が調べたのでは、アメリカでは一般廃棄物とか産業廃棄物とか、法で規制するというのはないと調査しております。

○本田主査 リサイクルがやられていないというのはどういうことですか。問題はないということですか。

○大橋主幹 アメリカの場合は、慈善団体が回収したり、リユースで使うというのがほとんどで、広い意味の再利用はやられているんですが、日本でやっているこういう粗原料に戻すとか、反毛にしてフェルトにするとかというリサイクルはほとんどやられていないと聞いております。

○中村係長 補足ですけれども、回収にあたって規制する法律がアメリカにはないということです。

○本田主査 要するに、回収なさろうということであれば問題なく回収はされているのに、何で日本ではできないのかというのがもともとの御質問の趣旨でございます。そうでございますか。

○中村係長 はい。

○本田主査 何で日本はこんなに法律がいっぱいあってできないのかというところが、もともとのお考えの趣旨と受け取ってよろしゅうございますか。

○中村係長 そうです。日本では規制がかなりありまして、なかなか簡単にリサイクルが進まないというのが問題として意識しております。

○本田主査 アメリカ以外の諸外国でも取り組まれていらっしゃるのでしょうか。

○大橋主幹 アメリカ以外では、ヨーロッパ、特にドイツなどでは、リユースではかなりやられていると聞いております。

○中条委員 リユースは日本でもOKなんですね。

○中村係長 そうです。日本でももともと明治時代ぐらいからリユースという文化がございましたので、廃棄物処理法ができる以前から、回収してリユースする業態は認められておりまして、それは廃棄物の例外として、専ら物ということで扱われております。

○本田主査 これが専ら物に当たるかどうかというのは難しいということと、例えば専ら物を取扱うことのできる方というのは限られていらっしゃるんで、東レさんないしは東レさんとお取引があるような大型小売店さんだと、専ら物の取扱いはできないというご認識ですね。

○中村係長 はい。

○本田主査 ですので、この専ら物経由というのはできないと理解しています。

○中条委員 全くもって当然の御要求ということなんですけれども、何でそれができないかということもまたわかっているという面倒くさい話ですね。

もう一回、確認させていただきたいんですけれども、広域認定制度の中にこれを入れてくださいということについては、環境省の答えは各自治体ごとにそれを申請してください、だからこちらは

知らないという答えだったわけですか。

○大橋主幹 一般廃棄物か産業廃棄物かという判断をするのは自治体であるということで、環境省としては、統一した見解は出さないということをおっしゃったんです。

○中条委員 要するに環境省は知らない、それは自治体と交渉しなさいということですね。

○大橋主幹 そうです。

○中条委員 それは一般廃棄物と産業廃棄物の区別の話ですね。それと同時に、もう一つは広域認定の取得については、環境省はだめだという返事だったんですか。

○大橋主幹 一般廃棄物の広域認定は、衣料品は告示品目に入っていないし、処理困難物でもないので、その対象になりませんということをおっしゃっています。

○中条委員 1つはこれをがりがりやり始めると、今はお目こぼしでやっているようなところが、これは実はクロだ、やってはいかぬという話になりかねないということもありますね。

○大橋主幹 はい。

○中条委員 ここがちょっと難しいところですね。

○本田主査 そうですね。ただ、一方、東レさんとしては、真っ白な状態でなりたいというお気持ちは大変よくわかるので、我々としても要望はしていきたいと思っており、要望は実際問題上げています。

○中条委員 ただ、その中で要するに簡単にできるならば当然もう認められている話なので、なかなか認められないとなると、この中に幾つかポイントがあるわけですが、どこに一番力を入れてやっていくかということですね。

一般廃棄物の広域認定の告示品目に、繊維製品を入れるというのが一番いい。ただ、なかなかそれは環境省がうんと言わないだろうという話です。

○本田主査 どう解決するかはいろいろ私どもも協議をさせていただいておりますので、また別途御相談をさせていただければと思います。実際問題、環境省もしくはいろいろ自治体とお話なさって、不法投棄を含むどういった問題があるので認可をしたくないとおっしゃっているのかというのをもし御存じであればお教えいただけますか。

○大橋主幹 パタゴニアさんと一緒に平成 18 年 5 月ぐらいから環境省へも一緒に行きましたし、自治体もパタゴニアさんの店舗のある札幌市、東京都、神奈川県、横浜市、名古屋市、大阪府、大阪市、神戸市の 8 自治体へ行っただけです。

環境省が実際に聞きなさいという判断、示唆があったので、事業活動を通じて回収するので、産業廃棄物と認めてくださいというお願いに回ったら、8つのうち5つの自治体は、それは産業廃棄物でいいですよと言っていたんですけれども、2つが保留で、1つはノーだったんです。ノーが大阪市さんで、保留が大阪府と札幌市だったんです。あとは産業廃棄物でいいと言う。そのヒアリングの実態をレポートにして、環境省に持っていったら、やはり8つとも全部産業廃棄物と認めるということであればいいんですけれども、1つでもそれが認められないということであればだめですということで、一般衣料は広域認定の対象にならないということをおっしゃいました。

では、どうしたらいいかということをお聞きしたら、この規制改革通知でやりなさい、ある

いは再生利用指定制度と両方でやりなさい。規制改革通知も、結局産業廃棄物として認めてもらえないと使えない法律なんです。再生利用指定制度は実質法律として運用されていない。

そこで途方に暮れて、今は有価物としてやっているんです。有価物は先ほど申しあげましたように、コストの問題もあるし、脱法行為であると疑われるリスクもあるのでそれも問題ということで、大阪市さんがノーと言ったのは、やはり消費者から出るものはたとえ店頭で回収しても産業廃棄物にならないということを言われまして、あとどういうことがありましたか。

○中村係長 まず大阪市さんは何が困るかということなんですけれども、今までこういう衣料品というのは、家庭から出るごみなので、一般廃棄物と扱ってしまっていて、行政としてはそういう一般廃棄物の計画の中で廃棄物行政をやっているの、いきなりこれを店頭回収したから産廃と言われると、行政に混乱を来たすみたいな言い方をされました。行政が今きちっとやっておるのに、それを乱すような行為みたいな話を言われました。

環境省さんの方はどうかというと、これは環境省さんとしましては、一般廃棄物だということではっきりと返事をいただいたので、これが一般廃棄物になると、先ほどもあったように、これは広域認定にそぐわないものですよということだから、ほかのやり方で回収してくださいというのが環境省の言い分でした。

○中条委員 要するに環境省の方は、自治体がそう決めたのだからということなんですね。自治体に対して指導するつもりは全くないという話ですね。

○中村係長 はい。

○中条委員 大阪市がノーと言ったのは、行政に混乱を来たすということなんですけれども、単純に事務手続が大変だからということ以外に、ほかにはないんでしょうか。例えばその分だけ一般廃棄物の処理事業者の仕事が少なくなるということなんですね。

○中村係長 そういう話になると思います。

○中条委員 保留のところとノーというところが3つあって、残りの5つはOKだったわけですね。

○中村係長 はい。

○中条委員 OKだったところだけを対象に広域認定というのはできないということですか。

○中村係長 済みません。広域認定の話と自治体の判断の話はちょっと違っていて、自治体がたとえ産業廃棄物と判断しても、広域認定というのは環境省の制度ですので、広域認定を認められないんです。どうなるかというと、自治体が産業廃棄物として認められた場合は、この規制改革通知の方法で広域認定ではなくて、要は回収するところから東レでリサイクルするまでの間は、産業廃棄物と扱って、東レに来たときは有価物になるので、東レはその処理の許可なくリサイクルできますという広域認定以外のやり方でできるということなんです。

○中条委員 わかりました。

○本田主査 基本的にすべての自治体と環境省で産廃という判断であれば、広域認定は要らないです。ですけれども、おっしゃっておられるのは。

○中条委員 そうではなくて、5つの自治体は産廃でOKと言ったわけですね。

○中村係長 自治体がOKと言っても、環境省さんは、これは一般廃棄物だと言っているわけでは

から、要は判断が異なるんです。広域認定というのは100%環境省さんの判断で決まる制度なので、たとえ自治体が産業廃棄物ですと言ったところで、環境省さんが一般廃棄物ですからこれは広域の対象になりませんと言われたら、もう広域は認めていただけないということになるんです。

○本田主査 ガイドラインが環境省から降りてくる中で、自治体としての運営もしていかなければいけないというところというのは大変よくわかったのですが、話を戻させていただきますと、今回、何でこういう話が出てきたかと申しますと、やはり東レさんが米国メーカーさんと組んでやっておられる中で、普通に考えると諸外国でできていることがなぜ日本でできないのかという点です。かつ理由を聞いてみても、どうも余り納得のいかないような理由が出てくるというところにあると思いますが、そこに関してはどうでしょう。パタゴニアさんと一緒に役所もお回りになったということですが、例えばどういうコメントがパタゴニアさんからあったとかということで、差し支えない話でお教えいただけることがあれば、是非教えていただけますか。

○大橋主幹 何かありますか。

○中村係長 パタゴニアさんからのコメントですね。

○本田主査 基本的にグレーの中でやられたくないということなんですね。

○中村係長 そうです。

○本田主査 正しいことをやっている。

○中村係長 パタゴニアさんも環境とか法律とかを守って、環境に対してきちっと取り組みたいという方針を出している会社さんですので、法律は守っていくんですけれども、やはり基本的に会社の方針でありますリサイクルできる素材あるいはリサイクルされた素材を使って衣服をつくっていくという会社の方針に合うように、日本でもなるべく回収しやすい規制の少ない法律の運用をしていただきたいというコメントはいただいております。

○本田主査 基本的に正しいことをする。それは環境に対しても法律のコンプライアンスに関しても正しいことをなさりたいというのが、東レさんもパタゴニアさんも、今のお考えだという理解でよろしゅうございますか。

○中村係長 はい、そうです。

○中条委員 正しいことをするためには、悪法は破るということはしたくないということですね。

○中村係長 そうですね。法は法ですので。

○中条委員 法は法律であるから。そこはやはり企業イメージが。これを東レが破ったと言われたときに、これは悪法であるとは書いてくれませんかから、そこはお気をつけになるということはよくわかることです。

企業活動はどんどんグローバル化になるわけですから、どうしても海外の企業も当然地球環境ということを考えながら事業活動をやっていく。それをやっていこうとしたら、どうも日本の制度がとてもおかしな制度になっていくよわからぬ。これは一緒に活動していく仲間に説明がなかなかしにくいということもあると思います。

○本田主査 勿論、私どもも日本国として環境によいということと同時に、法律を遵守されたいという真摯な態度というのも大変素晴らしいことだと思いますので、規制改革会議としては、なるべ

くその辺りを環境省にも理解いただくような形で解決していただけるように、全力を尽くしていきたいと思います。

○中条委員 私も全く主査と公式的にも同じなんです。でも、悪法は破らないと変わらないです。

○本田主査 それをできれば法律を明らかに改正するないしは解釈が正されるような形に持っていくということだと思いますので、御提案の内容というのは大変よく承りましたので、私どもの方では役所の皆様方と議論をさせていただきたいと思いますが、今後も継続していろいろ御示唆など賜ればと思っております。

今日はよろしいですか。事務局から何かありますか。

○事務局 1つだけ確認させていただきたいのですけれども、環境省さんをお回りになったときの下取りの御説明として、一緒のものを販売したときに同時に回収というものでないと下取りではないというような説明があったという理解でいいですか。

○中村係長 そうです。それは衛産 79 号の記載に基づくとそういうことになります。ただし、環境省さんからこういう定義ですと厳密な定義をお聞きしたわけでもないですし、ほかにいろいろ通知とかを見ても、はっきりした定義がないというのも問題かと考えておるんです。

○事務局 ありがとうございます。

○事務局 あともう一つ、環境省さんの方で一般廃棄物と言われて定義が決まった場合は、広域認定を一般廃棄物として認めてもらいたいということでよろしいですか。

○大橋主幹 はい、そうです。

○本田主査 では、お忙しいところをおいでいただきまして、どうもありがとうございました。またどうぞよろしく願いいたします。